

第二部

令和 7 年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

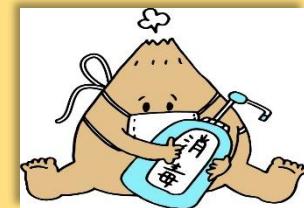
- 1 指導及び監査
- 2 運営指導（実施通知から改善報告書提出まで）
- 3 令和 7 年度運営指導の重点事項
- 4 令和 6 年度におけるサービス別指摘件数、内容別指摘件数
- 5 令和 7 年度から義務化された事項に対する指導
- 6 令和 7 年度から減算適用となる事項に対する指導
- 7 令和 7 年度から減算の経過措置の適用外となる事項に対する指導
- 8 食事提供体制加算について
- 9 食材料費について
- 10 定員について
- 11 施設外就労について
- 12 見える化要件について
- 13 個別支援会議の作成にかかる業務の流れについて
- 14 個別支援計画未作成減算について
- 15 障害福祉サービスにおける不適切事例について

指導監査課



13 個別支援計画の作成にかかる業務の流れについて

■ 作成の流れ



アセスメント

支援内容の検討

初回計画作成時

原案の作成

モニタリング

支援（提供）

個別支援会議の開催

説明・同意・交付



計画作成の規定のある事業 対象19事業

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

重度障害者等包括支援

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）

就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型

就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助

指定障害者支援施設等

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援



計画作成の規定のある事業 対象19事業

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

重度障害者等包括支援

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）

就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型

就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助

指定障害者支援施設等

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援



居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

青本 P 51~52

基準第26条 (居宅介護以外は準用)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）



重度障害者等包括支援

※本市には事業所なし

青本 P 157～159

基準第134条

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）



療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）・就労移行支援
就労継続支援A型・就労継続支援B型
就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助

青本 P 93～95

基準第58条（療養介護以外は準用）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）



指定障害者支援施設等

青本 P 344～347

基準第23条

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）



児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

青本 P 531～533

基準第27条（児童発達支援以外は準用）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）



■作成に関する業務を担当する者

誰がつくるのか



計画作成担当者
メガニヨン



個別支援計画未作成減算の規定には

**サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者による
指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと**

との項目があり

※注 個別支援計画未作成減算の対象となるのは

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

のみ



基準に定められた計画作成担当者が配置されていなければ
作成の有無にかかわらず、未作成減算の対象となる

「誰がつくるのか」は重要



居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

重度障害者等包括支援

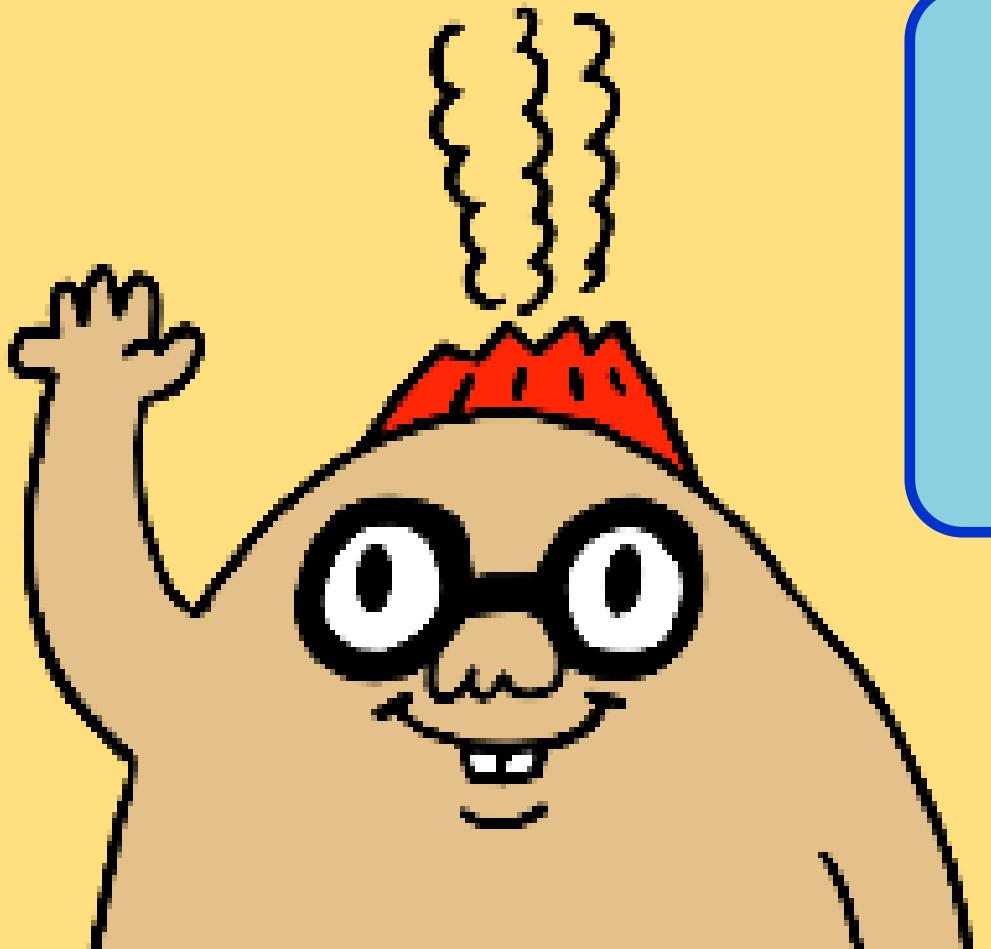
サ責
メガニヨン



サービス提供責任者



サービス
管理責任者



療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）・就労移行支援
就労継続支援A型・就労継続支援B型
就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助

指定障害者支援施設等

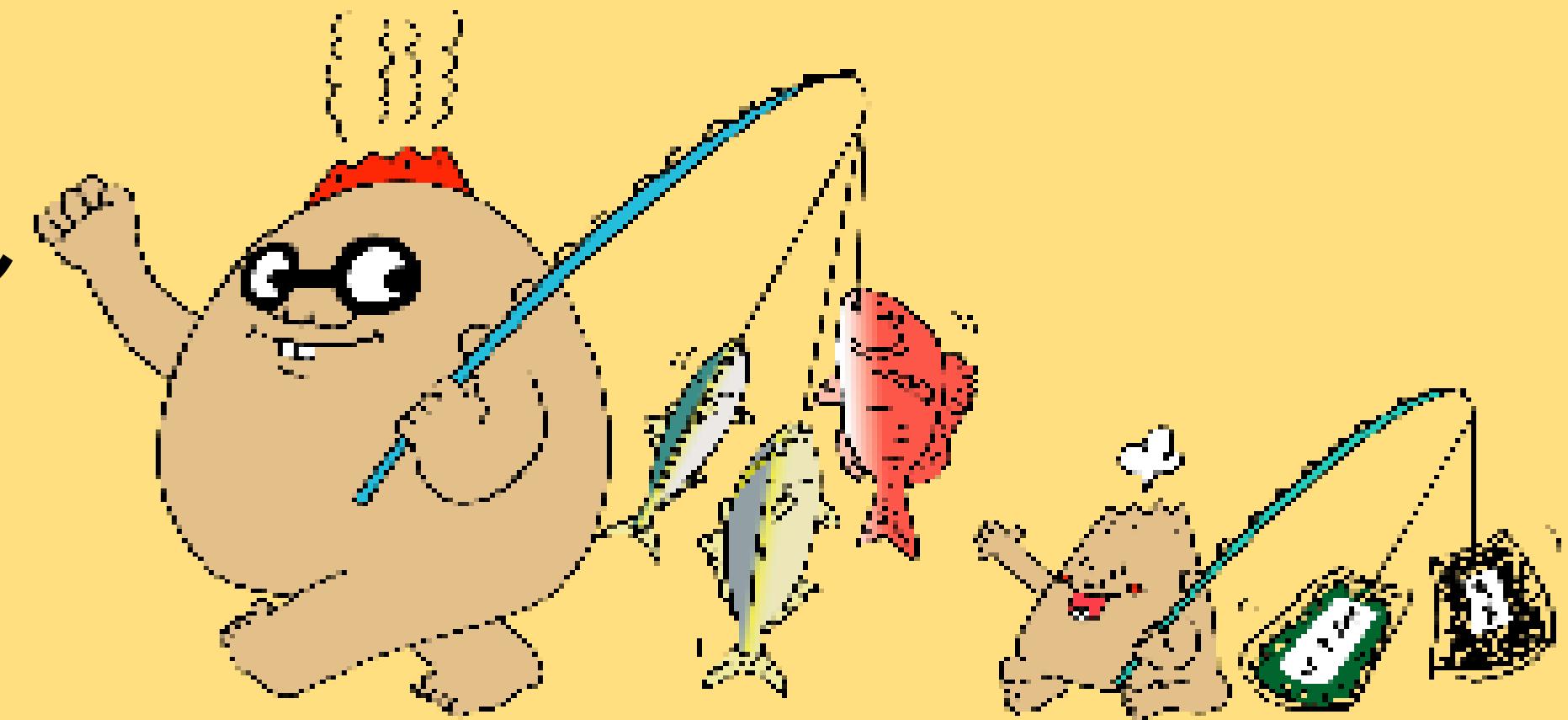
サービス管理責任者



児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

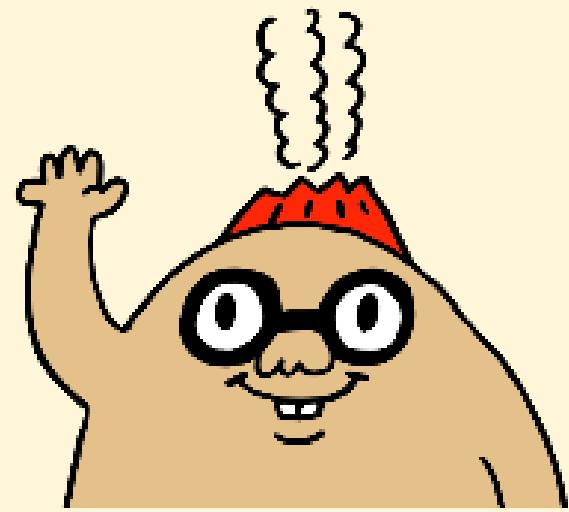
児童発達支援管理責任者

児発管
メガニヨン

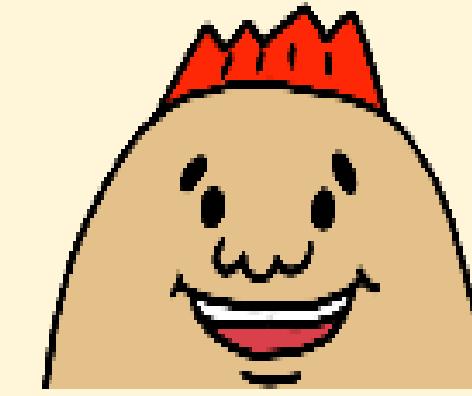


■ 相談支援事業者との相互連携

計画作成担当者
メガニヨン



相談支援専門員
(相談支援員)
リキニヨン



👍 相互連携 👍

リキニヨンが
サービス等利用計画を作成する際には
居宅訪問が必須です！

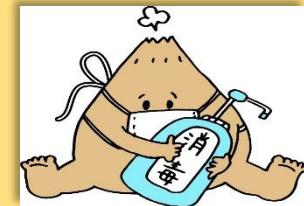


■相談支援事業者との相互連携

- 👉 相談支援事業所へ個別支援計画を交付すること
- 👉 相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有するよう努めること



■ 作成の流れ



アセスメント

支援内容の検討

初回計画作成時

原案の作成

モニタリング

支援（提供）

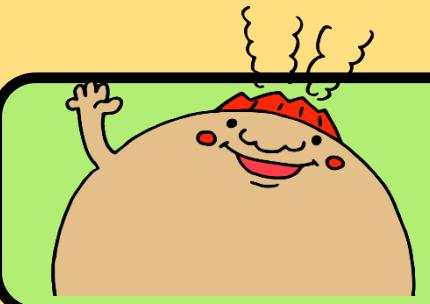
個別支援会議の開催

説明・同意・交付



利用開始時（初回計画作成）



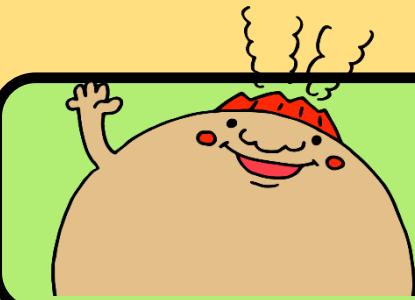


アセスメント

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

重度障害者等包括支援

利用者の状況を把握・分析し、
サービスの提供によって解決すべき課題を明らかにする



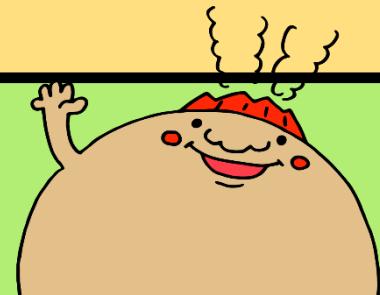
アセスメント

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

指定障害者支援施設等

適切な方法により、利用者・利用児について、
その有する能力、その置かれている環境
及び日常生活全般の状況等の評価を通じて
利用者、保護者及び利用児の希望する生活や課題等の把握を行う



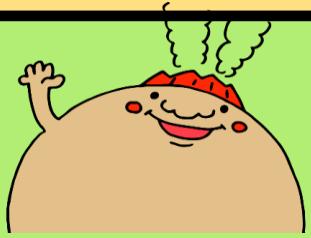
アセスメント

療養介護・生活介護・重度障害者等包括支援・自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援A型
就労継続支援B型・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助・指定障害者支援施設等

児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

指定障害者支援施設等

アセスメントに当たっては、
利用者・保護者及び利用児に**面接**しなければならない。



アセスメント

**アセスメントは面接が
必須です**

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）

就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援

自立生活援助・共同生活援助

指定障害者支援施設等

記録を残してください

面接した日時・場所

面接した従業員の名前・職種

面接の相手（利用者・家族・利用児・保護者などの名前・続柄）

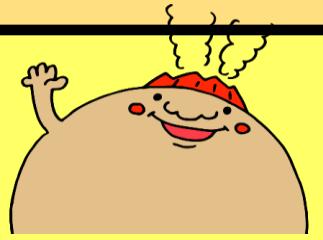
面接の内容（誰が何を発言したのか、等）





支援内容の検討



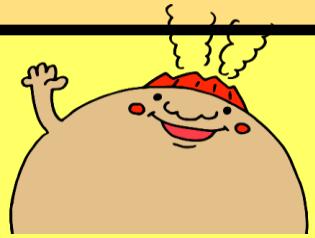


支援内容の検討

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

アセスメントに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにする



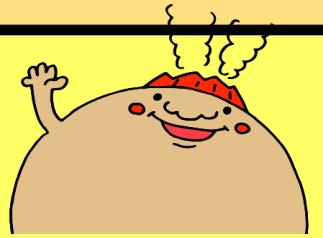


支援内容の検討

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

指定障害者支援施設等

利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、
利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援
するまでの適切な支援内容の検討をしなければならない



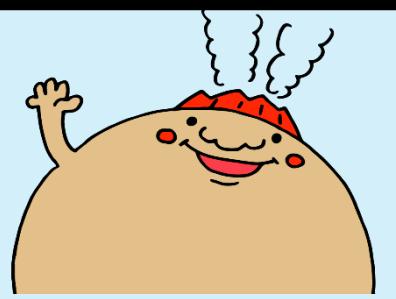
支援内容の検討

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、
その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育
成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容
の検討をしなければならない





原案の作成

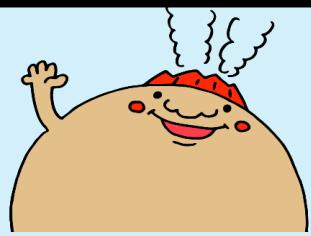




原案の作成

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した個別支援計画を作成しなければならない

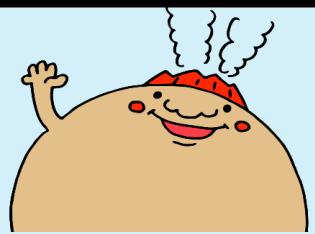


原案の作成

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

指定障害者支援施設等

利用者及びその家族の生活に対する意向、
総合的な支援の方針、
生活全般の質を向上させるための課題、
指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、
サービスを提供するまでの留意事項等を記載した書面



原案の作成

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

指定障害者支援施設等

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等
利用計画を踏まえて、
当該事業所以外の
保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も
含めて、個別支援計画を作成



原案の作成

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

- ・通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、
- ・障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、
- ・生活全般の質を向上させるための課題、
- ・心身の健康等（治療に係る部分を除く）に関する領域を含む5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえたサービスの具体的な内容、
- ・サービスを提供するまでの留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない



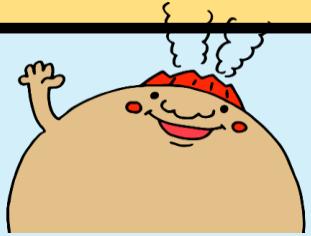
原案の作成

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

この場合において、障害児の家族に対する援助
及び当該事業所が提供するサービス以外の
保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて
個別支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない





原案の作成

基本報酬・延長支援加算 令和6年度報酬改定

**計画時間の記載が必須です！
計画時間により報酬算定をおこないます**

**児童発達支援
放課後等デイサービス**

●必要な計画時間の内容●

提供時間：利用開始時間～終了時間（曜日ごと）

延長支援時間：【支援前・支援後】それぞれの利用開始時間～終了時間（曜日毎）

※延長支援時間は、支援前・支援後それぞれ1時間以上から

延長を必要とする理由：保護者の就労、妊娠・出産、病気・負傷、レスパイト等

特記事項：保育所や学校の都合等の個別の事情で延長支援の必要が生じることが想定される場合



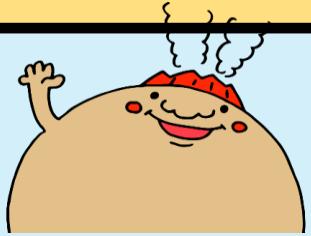
計画時間の記載をしていなかった場合の基本報酬の取扱い

※赤本第3巻P355 Q&A問4の答より

個別支援計画が未作成である場合や、
当初利用する予定がなかった日に支援を提供する場合など、
個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合
には「30分以上1時間30分以下」の時間区分での算定とする

また、当初利用する予定のない日に支援を提供する場合において、
そのような利用の想定及び支援の提供時間について
個別支援計画（参考様式における別表の特記事項欄）に記載することにより、
当該支援の提供時間に応じた時間区分での算定が可能である





原案の作成

総合的支援の推進 インクルージョンの推進

令和6年度報酬改定

記載が必要です！



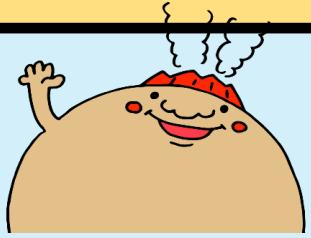
児童発達支援 放課後等デイサービス

- 個々の障害児の5領域との関連性を明確にした支援内容
- インクルージョンの観点を踏まえた取組等

※参考 基本報酬・延長支援加算・総合的支援の推進・インクルージョンの推進

厚労省関係通知（令和6年3月15日事務連絡）**赤本第3巻P265～**

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等
デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」



原案の作成

児童発達支援 放課後等デイサービス

5領域の視点はすべて入れてください！



「健康・生活」



「運動・感覚」

「認知・行動」

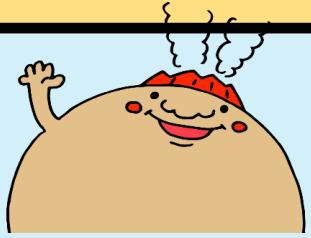


「言語・コミュニケーション」



「人間関係・社会性」





原案の作成

基本報酬 (所要時間による区分)

令和 6 年度報酬改定

**標準的なサービス提供時間等の記載が
必須です（曜日・頻度・時間）**



標準的な時間により報酬算定をおこないます

生活介護

赤本第2巻（報酬編）P169

「所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。

この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まれないものである。」

生活介護

配慮事項に該当する者の場合の取扱い

※赤本第3巻P328 Q&A問29の答より

標準的なサービス提供時間については、
送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、
例えば以下のように
合計のサービス提供時間とその内訳が
わかるように記載すること

(イメージ)

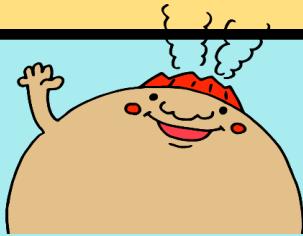
- ・サービス提供時間 4時間
- ・送迎に係る配慮 1時間
- ・障害特性に係る配慮 30分
- ・送迎時の移乗等 30分

合計のサービス提供時間 6時間



個別支援会議の開催



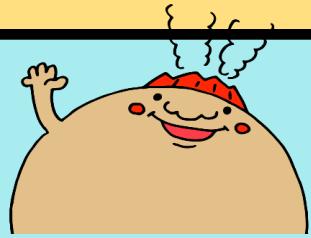


個別支援会議の開催

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

指定障害者支援施設等

利用者及びサービスの提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、利用者の希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案について意見を求めるこ



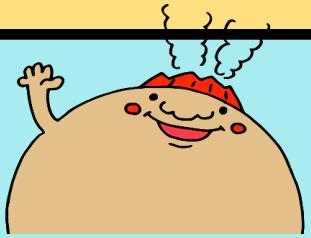
個別支援会議の開催

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

指定障害者支援施設等

個別支援会議については、原則として利用者が同席した上で行われなければならないものである。

ただし、例えば当該利用者の病状により、会議への同席 자체が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置の活用等、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。



個別支援会議の開催

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

個別支援計画の作成に当たっては、
障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して
考慮される体制を確保した上で、
障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を
招集して行う会議を開催し、
個別支援計画の原案について意見を求めるものとする。

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

指定障害者支援施設等

原則として利用者の同席が必要です



共同生活援助「マグハウス」の場合

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

障害児本人や保護者の意見を聞くことが求められます

- ・会議の場に障害児と保護者を参加させる
- ・会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会う など



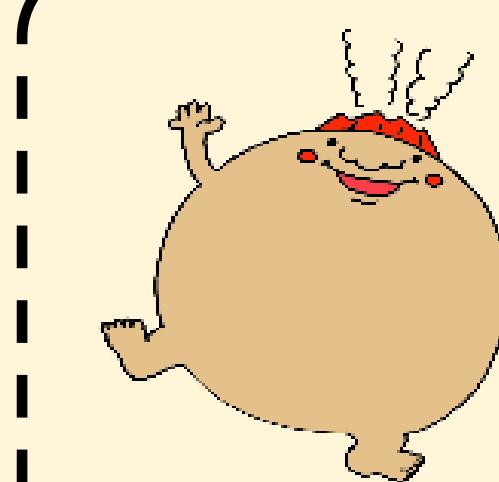
児童発達支援「マグベビー」の場合

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められます

- ・会議の場に障害児と保護者を参加させる
- ・会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会う など



児発管
マルニヨン

利用児ベビニヨン担当の
訪問支援員
リキニヨン

原則として参加



利用児ベビニヨンが通う
認定こども園の担任の先生
メガニヨン

保護者リキニヨン



利用児ベビニヨン



訪問支援員マルニヨン
(利用児ベビニヨンの
担当ではない)



管理者メガニヨン



できれば参加

保育所等訪問支援「マグ訪問ベビー」の場合



療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

指定障害者支援施設等

個別支援会議の記録を残してください

開催した日時・場所

参加した従業員の名前・職種

同席した利用者等（利用者・家族・利用児・保護者などの名前・続柄）

会議の内容（誰が何を発言したのか、等）

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

指定障害者支援施設等

個別支援会議に利用者が同席できなかった場合

同席できなかった理由や状況等の
記録を残してください



児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

障害児本人や保護者の意見を聴いたことの 状況や内容等について

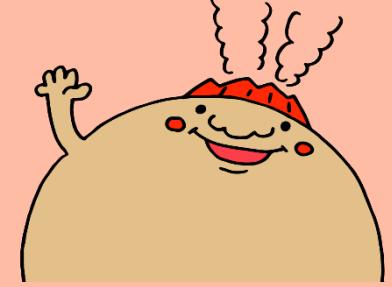
記録を残してください 

面接した日時・場所

面接した従業員の名前・職種

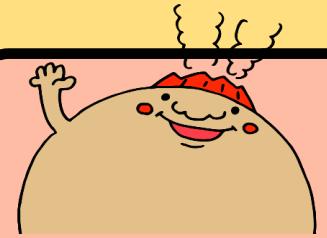
面接した利用児等（利用児・保護者などの名前・続柄）

面接の内容（誰が何を発言したのか、等）



說明・同意・交付

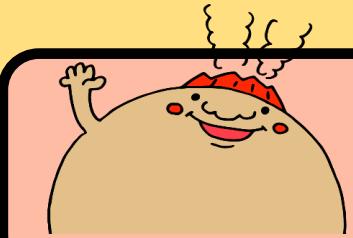




説明・同意・交付

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

サービス提供責任者は、個別支援計画の目標や内容等については、利用者及びその家族に、理解しやすい方法で**説明**を行うとともに、その実施状況や評価についても**説明**を行うものとする

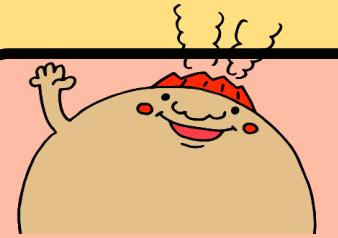


説明・同意・交付

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

指定障害者支援施設等

サービス管理責任者は、
個別支援計画の原案の内容について
利用者又はその家族に対して説明し、
文書により利用者の同意を得なければならない

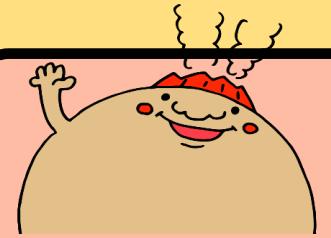


説明・同意・交付

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

児童発達支援管理責任者は、
個別支援介護計画の原案の内容について
保護者及び障害児に対して説明し、
文書によりその同意を得なければならない

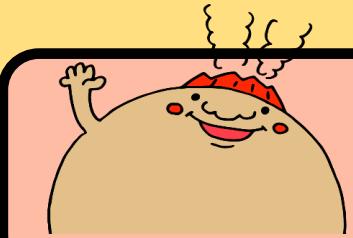


説明・同意・交付

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

重度障害者等包括支援

サービス提供責任者は、
個別支援計画を作成した際は、当該個別支援計画を
利用者及びその同居の家族（※重度包括：利用者及びその家族等）
並びに相談支援事業者等に交付しなければならない

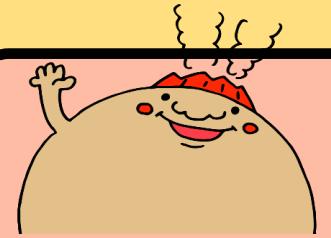


説明・同意・交付

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

指定障害者支援施設等

サービス管理責任者は、
個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を
利用者及び相談支援事業者等に交付しなければ
ならない

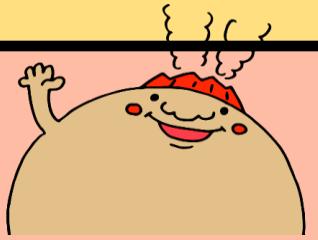


説明・同意・交付

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

児童発達支援管理責任者は、
個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を
保護者及び相談支援事業者等に交付しなければならない



説明・同意・交付

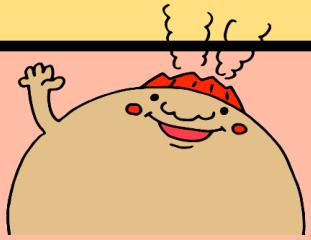
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

重度障害者等包括支援

利用者及び家族に説明をしたことの
記録を残してください 😊

いつ（日付）・どこで（利用者宅など）・誰が（従業員の名前）・誰に（利用者、家族）





説明・同意・交付

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

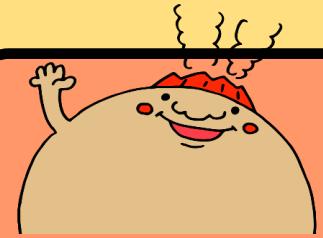
指定障害者支援施設等

文書による同意が必要です 😊

利用者・保護者の署名、同意の日付







支援（提供）

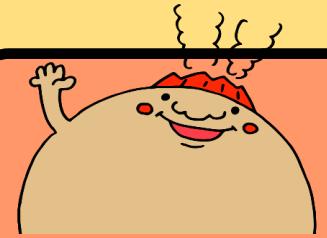
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

重度障害者等包括支援

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

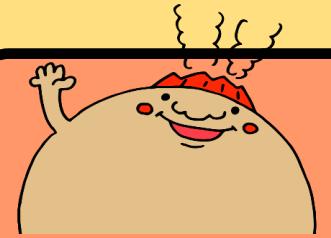
事業者は、サービスを提供した際は、
当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、
サービスの提供の都度記録しなければならない



支援（提供）

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

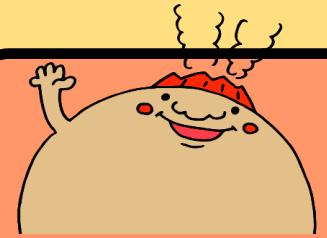
事業者は、サービスを提供した際は、
当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、
記録しなければならない



支援（提供）

指定障害者支援施設等

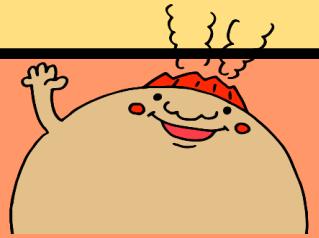
指定障害者支援施設等は、
当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者
に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、
当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、
提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの
提供の都度記録しなければならない



支援（提供）

指定障害者支援施設等

指定障害者支援施設等は、
当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者
に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、
当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、
提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない



支援（提供）

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

重度障害者等包括支援

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）

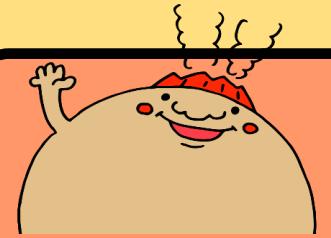
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援

自立生活援助・共同生活援助

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

事業者は、記録に際しては、
利用者等・保護者からサービスを提供したことについて
確認を受けなければならない



支援（提供）

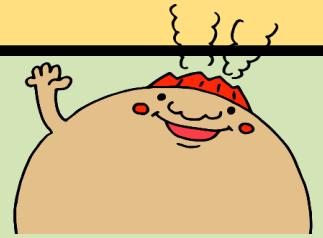
指定障害者支援施設等

指定障害者支援施設等は、記録に際しては、
提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、
利用者から施設障害福祉サービスを提供したことについて
確認を受けなければならない



モニタリング

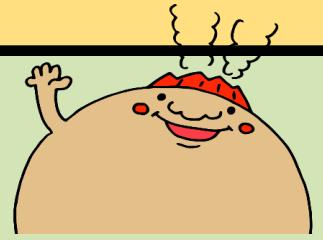




モニタリング

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが個別支援計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならぬ



モニタリング

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議に出席する等の方法により連携強化を図るものとする



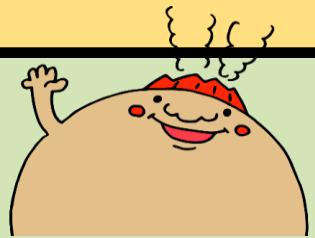
モニタリング

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする

※自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援は少なくとも3月に1回以上。

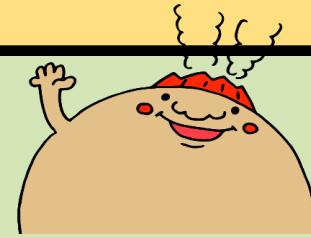


モニタリング

指定障害者支援施設等

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする

※自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上



モニタリング

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援
自立生活援助・共同生活援助

指定障害者支援施設等

児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者は、
モニタリングに当たっては、
利用者及びその家族等・保護者との連携を継続的に行うこととし、
特段の事情のない限り、次に定めるところにより
行わなければならない。

- 一 定期的に利用者・保護者及び障害児に**面接**すること
- 二 定期的にモニタリングの結果を**記録**すること



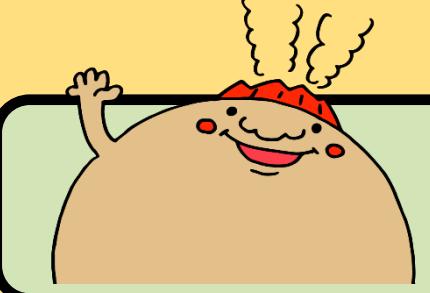
モニタリング

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

なお、個別支援計画の見直しに当たっては
担当者の間で会議を開催するとともに、
見直しの内容について保護者等の同意を得ること





モニタリング

モニタリングの期間

少なくとも6月に1回以上

療養介護・生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型

就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助・指定障害者支援施設等

児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援

保育所等訪問支援

少なくとも3月に1回以上

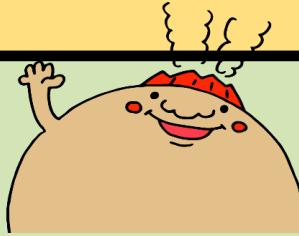
自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援

指定障害者支援施設等が昼間に上記3事業を提供する場合

規定なし

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援





モニタリング

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）

就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援

自立生活援助・共同生活援助

指定障害者支援施設等

モニタリングは 面接と記録が必須です

記録を残してください

面接した日時・場所

面接した従業員の名前・職種

面接の相手（利用者・家族・利用児・保護者などの名前・続柄）

面接の内容（誰が何を発言したのか、等）

